総税企第37号 平成28年4月1日

各都道府県知事各都道府県議会議長各指定都市市長殿各指定都市議会議長

総 務 大 臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第38号)及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成28年総務省令第39号)は平成28年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日(地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成28年総務省令第39号)は平成29年4月1日)から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いします。

なお、この通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に 基づくものです。

## I 総括的事項

平成28年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとするほか、地方創生の推進、税源の偏在性の是正などの観点から、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1)法人事業税の所得割の税率の引下げ及び外形標準課税の拡大等を行うこととした。
- (2)法人住民税の法人税割の税率の引下げ及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止等を行うこととした。
- (3)認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税の法人税割及び法人事業税の税額控除制度の創設を行うこととした。
- (4) 自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入等を行うこととした。
- (5) 遊休農地等に係る固定資産税及び都市計画税の価格の特例及び課税標準の特例措置の創設等を行うこととした。
- (6)個人住民税に係る徴収及び滞納処分の特例の拡充等の納税環境の整備を行うこととした。

### Ⅱ 地方税法の改正に関する事項

# 第1 道府県税の改正に関する事項

#### 1 道府県民税

- (1) 無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の投資信託等の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子等の支払を受ける場合には、その元本の所有者が利子等の支払を受けるものとみなす措置を廃止することとした(旧法24の4)。
- (2) 個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例について、その対象に、毎年5月3 1日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況の報告に係る滞納者以外の者が同 日後の納期限に係る個人の道府県民税を滞納した場合を追加することとした(法48 ⑧)。
- (3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、以下の措置を講ずることとした(法附則4①)。
  - ア 適用期限を2年延長すること。
  - イ 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できることとすること。
- (4) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等について、以下の措置を講ずることとした (法附則4の2①)。
  - ア 適用期限を2年延長すること。
  - イ 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できることとすること。
- (5) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の譲渡の 範囲について、国税において対象とされる所得税法(昭和40年法律第33号)第60 条の2第1項又は第60条の3第1項の規定により行われたものとみなされた上場株式

等の譲渡を対象に含まないこととした(法附則35の2の62)。

- (6) 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額(8万8千円を限度とする。)を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けることとした(法附則4の4①②)。
- (7) 生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金税額控除の適用を受ける際に個人の道府 県民税の申告書等に添付等することができるものとして、電磁的記録印刷書面を認める こととした(則2の2②⑥)。
- (8) 給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該提出をする者の個人番号及び当該申告書に記載すべき扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)の個人番号その他の事項を記載した帳簿(次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しないこととした(則2の3の3③、2の3の6②、2の5③)。
  - ア 給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書
  - イ 公的年金等受給者の扶養親族申告書
  - ウ 退職所得申告書
- (9) 未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合における配当割の納入申告書の様式について、第12号の13様式、第12号の14様式及び第12号の15様式によることとした(則附則18)。
- (10) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その 修正申告又は増額更正に係る法人の道府県民税について期限内申告書又は期限後申告書 が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき 税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、 当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、 延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした(法56、64)。
- (11) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除制度の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした(法附則8⑤⑥)。
- (12) 地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金を支出した日を含む事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の100分の5(平成29年4月1日以後に開始する事業年度分にあっては、100分の2.9)に相当する金額を道府県民税の法人税割額から控除する特例措置を講ずることとした。ただし、当期の道府県民税の法人税割額の100分の20に相当する金額を上限とすることとした(法附則8の2の2①③、令附則5の3)。
- (13) 法人税割の税率について、以下の措置を講ずることとした(法51)。 ア 標準税率については、100分の1(改正前100分の3.2)とすること。

- イ 標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の2(改正前100分の 4.2)を超えることができないこととすること。
- (14) (13)に伴い、法人税割の税率引下げに伴い、外国税額控除の限度額の計算方法等について所要の措置を講ずることとした(令9の7)。
- (15) (13) に伴い、中間申告の取扱いについて所要の措置を講ずることとした(改正令附則3)。

#### 2 事業税

- (1) 使用済燃料再処理機構の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずることとした(法72の5)。
- (2) 平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1億円超の普通法人の事業税の標準税率は、次のとおりとすることとした(法72の24の7)。

付加価値割	資 本 割	所 得 割	
100分の	100分の	所得のうち年400万円以下の金額	100分の
1. 2 (現	0.5(現		1. 9 (現
行 100	行 100		行 100
分の0.7	分の 0.		分の3.
2)	3)		1)
		所得のうち年400万円を超え年800万	100分の
		円以下の金額	2.7(現
			行 100
			分の4.
			6)
		所得のうち年800万円を超える金額	100分の
			3.6(現
			行 100
			分の6)

- (3) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その 修正申告又は増額更正に係る法人の事業税について期限内申告書又は期限後申告書が提 出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額 を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当 該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、 延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした(法72の44、72 の45)。
- (4) 特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額の計算等に用いる事務所又は事業所の従業者の数について、外国の事務所又は事業所を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者

- の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数によるものとする等の所要の措置を講ずることとした(令20の2の19③~⑤、20の2の20②、20の2の23 ③、20の2の25②⑤、21の8③、23②、附則6の2⑤)。
- (5) 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置について、その対象から九州旅客鉄道株式会社を除外することとした(法附則9①)。
- (6) ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、次のとおり改めることした。
  - ア 適用期限を平成31年3月31日まで延長すること(法附則9⑩)。
  - イ 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日 以後から、ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合 において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から同法による改 正後のガス事業法に規定する託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係 る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加すること(法附則 9⑩、令附則6の2③)。
- (7) 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、当該電気の供給に係る収入金額から控除する金額を、当該電気の供給を行う法人が同法に規定する託送料金として他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する金額とすることとした(令附則6の2②)。
- (8) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用 期限を平成33年3月31日まで延長することとした(法附則9位)。
- (9) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、一般送配電事業者の収入金額のうち、対象特定実用発電用原子炉設置者に交付する当該対象特定実用発電用原子炉設置者が同法の規定により使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした(法附則9億、令附則6の2億)。
- (10) 地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金を支出した事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の100分の10に相当する金額を事業税額から控除する税額控除の特例措置を講ずることした。ただし、当期の事業税額の100分の15に相当する金額を上限とすることとした(法附則9の2の2、令附則6の2の2)。
- (11) 都道府県に納付された法人の事業税の額の一部に相当する額を、都道府県内の市町村 に対し、各市町村の従業者数で按分して交付する交付金(以下「法人事業税交付金」と

- いう。)を創設することとした(法72の76、734)。
- (12) 都道府県が市町村に交付すべき法人の事業税額を算出する際に当該都道府県に納付された法人の事業税額に相当する額に乗じる率を100分の5.4とすることとした(令35の4の4、令57の2の4)。
- (13) 都道府県が法人の事業税の一部を市町村に交付する場合において、その交付時期を8月、12月及び3月とするとともに、交付時期毎に交付すべき額を規定することとした (令35の4の5、57の2の5)。
- (14) 個人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額の計算に用いる事務所又は事業所の従業者の数について、法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で外国の事務所又は事業所を有しないものが課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有する個人が課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有する個人が課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、当該算定期間に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数によるものとする措置を講ずることとした(令35の3の10③④)。
- (15) (2)に伴い、以下の措置を講ずることとした。
  - ア 資本金1億円超の普通法人のうち平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に4分の3の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて4分の3から0の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること(改正法附則5②~⑤)。
  - イ 資本金1億円超の普通法人のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額と、当該事業年度の課税標準に平成28年3月31日現在の所得割の標準税率を乗じて計算した金額に同日現在の地方法人特別税の税率を乗じた金額との合計額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること(改正法附則5⑥~⑨)。
  - ウ 資本金1億円超の普通法人のうち平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額と、当該事業年度の課税標準に平成28年3月31日現在の所得割の標準税率を乗じて計算した金額に

同日現在の地方法人特別税の税率を乗じた金額との合計額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に4分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて4分の1から0の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること(改正法附則5⑩)。

- (16) (5)に伴い、次に掲げる事業年度における九州旅客鉄道株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準である資本金等の額については、それぞれ次に定める金額を控除する措置を講ずることとした(改正法附則5個)。
  - ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 資本 準備金の額から資本金の額を控除した金額
  - イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度 資本 金の額と資本準備金の額との合計額に4分の3の割合を乗じて得た金額
  - ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度 資本 金の額と資本準備金の額との合計額に2分の1の割合を乗じて得た金額

#### 3 地方消費税

地方消費税に係る徴収取扱費について、所要の経過措置を講じた上、次の見直しを行うこととした。

- (1) 貨物割に係る徴収取扱費は、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額(社会保障財源化分を除く。)に100分の0.55 を乗じて算定する(令35の17①)。
- (2) 譲渡割に係る徴収取扱費は、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(社会保障財源化分を除く。)に100分の0.55 を乗じて算定する(令附則6の11①)。

#### 4 不動産取得税

- (1) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした(法73の4①、令36の3 ⑧)。
- (2) 独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした(法73の4①、令37の2の5)。
- (3) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が一定の業務の用に供する不動産 について、非課税とする特例措置を講ずることとした(法73の4①、令37の9の5)。
- (4) 国立研究開発法人水産研究・教育機構が一定の業務の用に供する不動産について、非 課税とする特例措置を講ずることとした(法73の4①、令37の9の6)。
- (5) 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産について、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることと

- した(法附則11個、令附則7・、則附則3の2の17)。
- (6) 市街地再開発事業の施行に伴い、従前の権利者が取得する従前の宅地等に対応する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象に第一種市街地再開発事業に新たに導入される個別利用区への権利変換手法により従前の権利者が取得する個別利用区内の宅地を追加することとした(法73の14⑦)。
- (7) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
  - ア 鉄道事業者が取得する全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い 廃止された鉄道事業に係る一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を平成35年3 月31日まで延長すること(法附則10②)。
  - イ 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を平成38年3月31日まで延長すること(法附則10④)。
  - ウ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地 売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却 認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を平成30年3月31日ま で延長すること(法附則10⑤)。
  - エ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年 (本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日ま で延長すること(法附則10の2①)。
  - オ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則10の2②)。
  - カ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築 されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に 係る課税標準の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附 則112)。
  - キ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る 課税標準の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則1 1⑨)。
  - ク 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構 法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係 る非課税措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則51の2 ①)。
- (8) 医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が 取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止 することとした(旧法附則119、旧令附則722、平成28年旧則附則3の2の13)。
- 5 自動車取得税

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域を含む市町村(注)及び平成27年9月まで避難指示区域に設定されていた福島県双葉郡楢葉町に係る平成28年度における対象市町村に対する自動車取得税交付金の交付基準となる道路の延長及び面積の補正に用いる人口については、平成27年国勢調査による人口に代えて、平成22年国勢調査に係る人口に、住民基本台帳の人口変動率(平成27年9月30日現在の住民基本台帳人口を平成22年9月30日現在の住民基本台帳人口で除して得た率)を乗じて得た人口とすることとした(則附則4の3の2)。
  - (注)福島県南相馬市、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬 郡飯舘村
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5 tを超えるバス又はトラック(軽油自動車に限る。)を追加することとした(法附則12の2の2②、則附則4の4④)。
  - ア 平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
  - イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5 tを超えるバス又はトラック(軽油自動車に限る。)を追加することとした(法附則12の2の3②、則4の5⑦)。
  - ア 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
  - イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を 乗じて得た数値以上であること。
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5 tを超えるバス又はトラック(軽油自動車に限る。)を追加することとした(法附則12の2の3③、則4の5億)。
  - ア 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
  - イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を 乗じて得た数値以上であること。
- (5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総

重量が 7.5 t を超えるバス又はトラック(軽油自動車に限る。)を追加することとした(法附則 1202034、則 40540)。

ア 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした(法附則12の2の2①)。
- (7) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした(法附則52①~③)。
- (8) 平成29年4月1日に自動車取得税を廃止することとした(旧法2章7節、旧令2章7節、平成29年旧則8の14~8の27、附則4の3~4の6の2)。

### 6 自動車税

- (1) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に取得した場合の当該取得された自動車について、平成28年度分の自動車税を非課税とする特例措置を講ずることとした(法附則54①)。
- (2) 環境性能割を次のとおり創設することとした。
  - ア 課税客体は、道路運送車両法に規定する自動車(自動車に付加して一体となっている物を含む。)のうち、普通自動車及び小型自動車のうち3輪以上のもの(以下「自動車」という。)とすること(法145、令44)。
  - イ 納税義務者は、自動車の取得者とすること(法146、147、令44の2)。 ウ 次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を非課税とすること。
    - ① 国等が取得する自動車(法148)
    - ② 次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する自動車(法149、則9の2)
      - (4) 電気自動車
      - (p) 天然ガス自動車のうち、平成21年10月1日(車両総重量が3.5 tを超え12 t以下のものは、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの
      - (ハ) プラグインハイブリッド自動車
      - (ニ) 次に掲げるガソリン自動車
        - (一) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
          - (i) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出 ガス保安基準(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適 合すること。
          - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
          - (iii) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成32年度以

降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

- (二) 車両総重量が2.5 t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- (三) 車両総重量が2.5 t を超え3.5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (四) 車両総重量が2.5 t を超え3.5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (ホ) 次に掲げる軽油自動車
  - (一)乗用車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合するもの
  - (二) 車両総重量が 2. 5 t を超え 3. 5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
    - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
  - (三) 車両総重量が 2. 5 t を超え 3. 5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

- (四) 車両総重量が3.5 t を超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも 該当するもの
  - (i) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
  - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (五) 車両総重量が3.5 t を超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも 該当するもの
  - (i) 平成21年10月1日(車両総重量が12t以下のものは、平成22年 10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基 準(以下「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
  - (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (六) 車両総重量が3.5 t を超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも 該当するもの
  - (i) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (^) (イ)から(ホ)までの自動車の範囲については、2年ごとに見直しを行うものとすること。
- ③ 相続その他の形式的な所有権の移転により取得した自動車(法150、令44の3)
- エ 課税標準は自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額(以下「通常の取得価額」という。)とし、免税点は50万円とすること(法156、158、則9の3)。
- オ 環境性能割の税率を次のとおりとすること(法157、則9の4)。
  - ① 次に掲げる自動車(ウ②の適用を受けるものを除く。) 100分の1
    - (イ) 次に掲げるガソリン自動車
      - (一) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
        - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
        - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
        - (iii) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
      - (二) 車両総重量が2.5 t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
        - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
        - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (三) 車両総重量が2.5 t を超え3.5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (四) 車両総重量が2.5 t を超え3.5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (ロ) 次に掲げる軽油自動車
  - (一) 車両総重量が2.5 t を超え3.5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
    - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
  - (二) 車両総重量が2.5 t を超え3.5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
  - (三) 車両総重量が3.5 t を超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも 該当するもの
    - (i) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
    - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
  - (四) 車両総重量が3.5 t を超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも 該当するもの
    - (i) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
    - (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
    - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分

の105を乗じて得た数値以上であること。

- (五) 車両総重量が3.5 t を超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも 該当するもの
  - (i) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ② 次に掲げる自動車 (ウ②及びオ①の適用を受けるものを除く。) 100分の2 (イ) 次に掲げるガソリン自動車
  - (一) 乗用車又は車両総重量が2.5 t以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
  - (二) 車両総重量が2.5 t を超え3.5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - (三) 車両総重量が 2. 5 t を超え 3. 5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
    - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
  - (ロ) 次に掲げる軽油自動車
    - (一) 車両総重量が 2. 5 t を超え 3. 5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
      - (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
      - (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
      - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
    - (二) 車両総重量が2.5 t を超え3.5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
      - (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の105を乗じて得た数値以上であること。
- (三) 車両総重量が 3.5 t を超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも 該当するもの
  - (i) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
  - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (四) 車両総重量が3.5 tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも 該当するもの
  - (i) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (五) 車両総重量が3.5 tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも 該当するもの
  - (i) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ③ ウ②、オ①及びオ②の適用を受ける自動車以外の自動車 100分の3
- ④ ①から③までの適用を受ける自動車の範囲については、2年ごとに見直しを行う ものとすること。
- カ 徴収は、申告納付の方法により行い、環境性能割の納税義務者は、次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める時又は日までに、申告書を道府県知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を当該道府県に納付すること(法159、法160)。
  - ① 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
  - ② 移転登録を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった日から 15日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の 時)
  - ③ ①及び②に掲げる自動車以外の自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)
  - ④ ①から③までに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を 経過する日
- キ 環境性能割額に相当する額の概ね100分の65を、道府県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付するものとすること(法 17706、令4407~44010、則908~9015)。
- ク 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の 運行の用に供する一般乗合用のバスについて、当該一般乗合用のバスの取得が平成3

1年3月31日までに行われたときに限り、非課税とする特例措置を講ずること(法 附則12の2の10)。

- ケ 営業用の自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、次のとおりとする こと(法附則12の2の11)。
  - ① オ①に掲げる自動車 100分の0.5
  - ② オ②に掲げる自動車 100分の1
  - ① オ③に掲げる自動車 100分の2
- コ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域を含む 市町村(注)及び平成27年9月まで避難指示区域に設定されていた福島県双葉郡楢葉 町に係る平成29年度から平成32年度までの間における対象市町村に対する自動車 取得税交付金の交付基準となる道路の延長及び面積の補正に用いる人口については、 平成27年国勢調査による人口に代えて、平成22年国勢調査に係る人口に、住民基 本台帳の人口変動率(平成27年9月30日現在の住民基本台帳人口を平成22年9 月30日現在の住民基本台帳人口で除して得た率)を乗じて得た人口とすることとし たこと(則附則4の9の2)。
  - (注)福島県南相馬市、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相 馬郡飯舘村
- サ 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する路線定期運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から1,000万円を控除する特例措置を講ずること(法附則12の2の12①、則附則4の10①②)。
- シ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものについて、 当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、通常の取 得価額から650万円(乗車定員が30人未満のものは、200万円)を控除する特 例措置を講ずること(法附則12の2の12②、則附則4の10③④)。
- ス 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、 一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものについて、当該乗 用車の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から 100万円を控除する特例措置を講ずること(法附則12の2の12③、則附則4の 10⑤⑥)。
- セ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成31年3月31日(③に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、通常の取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずること(法附則12020124、則附則40107~⑫)。
  - ① 車両総重量が5 t を超え12 t 以下の乗用車又はバス(以下「バス等」という。)であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた 車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)及び平成25年1月27日以

降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上 又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「衝突被害軽減制動制御装置に 係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

- ② 車両総重量が3.5 tを超え8 t以下のトラック (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。)であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- ③ 車両総重量が8 t を超え20 t 以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- ソ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、①に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、②に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること(法附則12の2の12⑤、則附則4の10億)。
  - ① 車両総重量が8 t を超え20 t 以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
  - ② 車両総重量が20 t を超え22 t 以下のトラックであって、平成27年9月1日 以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及 び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制 動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- タ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成31年3月31日(④に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること(法附則12の2の12⑥、則附則4の10④)。
  - ① 車両総重量が5 t 以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
  - ② 車両総重量が5 t を超え12 t 以下のバス等であって、平成28年2月1日以降 に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平 成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動 制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- ③ 車両総重量が3.5 tを超え8 t以下のトラックであって、平成28年2月1日 以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又 は平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減 制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- ④ 車両総重量が8 t を超え20 t 以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- チ 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車について、当該自動車の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、環境性能割を非課税とする特例措置を講ずること(法附則53の2、令附則32、則附則23)。
- ツ 改正前の自動車税を種別割とするほか、所要の規定の整備を行うこと。
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は種別割の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は種別割の税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした(法附則12の3、則附則5、5の2)。
  - ア 環境負荷の小さい自動車

平成28年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることした(法附則12の3③~⑤、則附則5の2)。

- ① 次に掲げる自動車について、税率の概ね100分の75を軽減すること。
  - (イ) 電気自動車
  - (ロ) 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車
  - (ハ) プラグインハイブリッド自動車
  - (ニ) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもの
  - (二) 平成21年軽油軽中量車基準に適合する軽油自動車(乗用車に限る。)
- ② ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上のもの(①(=)の適用を受ける自動車を除く。)について、税率の概ね100分の50を軽減すること。
- イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)について、それぞれ次に定める年度以後(平成29年度以後に限る。)に税率の概ね100分の15(バス(一般乗合用のものを除く。)及びトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措置を講

ずること(法附則12の3①②、則附則5)。

- ① ガソリン自動車又はLPG自動車で平成16年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- ② 軽油自動車その他の①に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度
- (4) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める 自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次 に定める年度分の種別割を非課税とする特例措置を講ずることとした(法附則54、令 附則32の2、則附則23の2)。
  - ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成29年度分
  - イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分及び平 成30年度分
  - ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分及び平 成31年度分

# 第2 市町村税の改正に関する事項

## 1 市町村民税

- (1) 無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の投資信託等の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子等の支払を受ける場合には、その元本の所有者が利子等の支払を受けるものとみなす措置を廃止することとした(旧法294の4)。
- (2) 給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の特別徴収義務者に対する通知について、当該特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知に代えて電子情報処理組織を使用する方法により通知事項を提供できることとし、当該提供が行われた場合には、当該通知が行われたものとみなすこととした(法321の4⑦8、321の6②)。
- (3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、以下の措置を講ずることとした(法附則4①)。
  - ア 適用期限を2年延長すること。
  - イ 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できることとすること。
- (4) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等について、以下の措置を講ずることとした (法附則4の2①)。
  - ア 適用期限を2年延長すること。
  - イ 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できることとすること。
- (5) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の譲渡の 範囲について、国税において対象とされる所得税法第60条の2第1項又は第60条の 3第1項の規定により行われたものとみなされた上場株式等の譲渡を対象に含まないこ

ととした(法附則35の2の6型)。

- (6) 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額(8万8千円を限度とする。)を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けることとした(法附則4の4③④)。
- (7) 生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金税額控除の適用を受ける際に個人の市町村民税の申告書等に添付等することができるものとして、電磁的記録印刷書面を認めることとした(則2の2②⑥)。
- (8) 給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該提出をする者の個人番号及び当該申告書に記載すべき扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)の個人番号その他の事項を記載した帳簿(次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しないこととした(則2の3の3③、2の3の6②、2の5③)。
  - ア 給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書
  - イ 公的年金等受給者の扶養親族申告書
  - ウ 退職所得申告書
- (9) 次に掲げる書類については、申請者等の個人番号の記載を要しないこととした。
  - ア 給与支払報告書等の提出の特例の適用を受けるための申請書(則10⑥)
  - イ 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の適用を受けるための申請書(則10の 2の2)
  - ウ 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の適用を受けるための要件を欠いた場合 の届出書(則10の2の3)
- (10) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除制度の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした(法附則8⑤⑥)。
- (11) 地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金を支出した日を含む事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の100分の15(平成29年4月1日以後に開始する事業年度分にあっては、100分の17.1)に相当する金額を市町村民税の法人税割額から控除する特例措置を講ずることとした。ただし、当期の市町村民税の法人税割額の100分の20に相当する金額を上限とすることとした(法附則8の2の2⑦⑨、令附則5の3)。
- (12) 法人税割の税率について、以下の措置を講ずることとした(法314の4)。 ア 標準税率については、100分の6(改正前100分の9.7)とすること。 イ 標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の8.4(改正前100 分の12.1)を超えることができないこととすること。
- (13) (12)に伴い、外国税額控除の限度額の計算方法等について所要の措置を講ずることと

した(令48の13)。

(14) (12) に伴い、中間申告の取扱いについて所要の措置を講ずることとした(改正令附則9)。

# 2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置を講ずることとした(法348②XVI、令51の2の2、則10の8)。
- (2) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置を講ずることとした(法348②XXXVI、令51の15の2)。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構が一定の業務の用に供する固定資産について、 非課税措置を講ずることとした(法348②XXXVII、令51の15の3)。
- (4) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置等を講ずることとした(法348②XLIV、349の3③、令51の15の10)。
- (5) 景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に規定する世界遺産一覧表に記載された一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の3分の1とする措置を講ずることとした(法349条の3例)。
- (6) 防災上重要な道路における無電柱化のため、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に道路の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等について、固定資産税の課税標準を取得後4年度間はその価格の3分の2(道路法に基づき占有の禁止又は制限が行われたことにより電柱の新設が禁止された防災上重要な道路の区域の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等についてはその価格の2分の1)とする措置を講ずることとした(法附則15個、令附則110個、則附則600)。
- (7) 農地中間管理機構が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に農地中間管理権を取得し、その存続期間が10年以上である一定の農地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の1月1日(当該取得の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から3年度間(その存続期間が15年以上である一定の農地にあっては5年度間)はその価格の2分の1とする措置を講ずることとした(法附則15%、則附則6%)。
- (8) 平成29年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告があった農地となる事情がある土地について、勧告がなかった場合における課税標準となるべき価格に相当する額を固定資産評価基準により修正した価格とする等の所要の措置を講ずることとした(法附則17の3、17の4、令附則13の2)。
- (9) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「流通業務総合効率化促進法」という。)の認定を受けた事業者(以下「総合効率化事業者」という。)が、改正後の流通業務総合効率化促進法の施行の日から平成30年3月31日までの間に同法に規定する総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産について、次のとおり固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例

措置を講ずることとした(法附則 15 ① ⑥、令附則 11 ① ~ ④、⑥、則附則 6 ① ~ ⑪、⑧)。

- ア 倉庫業者である総合効率化事業者が新設又は増設した一定の倉庫について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の5年度間は価格の2分の1とし、当該倉庫の附属機械設備について、固定資産税の課税標準を最初の5年度間は価格の4分の3とすること。
- イ 日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した一定 の貨物の運送の用に供する設備について、固定資産税の課税標準を最初の5年度間は 価格の5分の3とすること。
- ウ 鉄軌道事業者が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、 その対象に日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得 した一定の車両を追加すること。
- (10) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定 の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に係る補助金の範囲 を拡充することとした(則附則6%)。
- (11) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑 化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施す る一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税 及び都市計画税の課税標準の特例措置について、ホームドアの対象範囲に公共交通特定 事業を実施する駅等を加えた上、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで 延長することとした(法附則15②、令附則11③)。
- (12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおりとした上、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長することとした(法附則15<sup>33</sup>、則附則6<sup>38</sup>9)。
  - ア 太陽光発電設備のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する 特別措置法に規定する認定発電設備の対象外である設備に係る固定資産税の課税標準 の特例措置について、課税標準をその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分 の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。
  - イ 風力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。
  - ウ 水力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で 定める割合を乗じて得た額とすること。
  - エ 地熱発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。
  - オ バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を その価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の

条例で定める割合を乗じて得た額とすること。

- (13) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
  - ア 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が一定の事業の用に供する固定資産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その適用期限を平成38年3月31日まで延長すること(法附則14①)。
  - イ 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成 29年度までに新たに固定資産税が課されるものとすること(法附則15③)。
  - ウ 鉄道事業者が全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受けて取得し、鉄道事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成35年3月31日まで延長すること(法附則15<sup>®</sup>)。
  - エ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則15%)。
  - オ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長すること(法附則152)。
  - カ 放送法に規定する基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が取得した基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備のうち、ラジオ放送による災害時における放送の確実な実施に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則15%)。
  - キ 国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に内閣府令で定める事業(医療に関する研究開発を実施する事業であって、基礎的なものその他の収益性の低いものに限る。以下「特定研究開発事業」という。)の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則154)。
  - ク 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額と

した上、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則15個)。

- ケ 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その 対象資産の新築期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則15の6① ②)。
- コ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則15の7①②)。
- サ 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改 修期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則15の9①)。
- シ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、 又は改良した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例 措置について、その対象となる償却資産の取得期限を平成31年3月31日まで延長 すること(法附則56<sup>(1)</sup>)。
- ス 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる家屋の取得期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則56の2①)。
- (14) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。
  - ア 農業協同組合等が取得した農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定 資産税の課税標準の特例措置について、対象から一定の資金の貸付けを受けて取得し た機械及び装置を除外すること(令52の2の2)。
  - イ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(下水道除害施設に係るものを除く。)について、次のとおり見直しを行った上、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則15②、則附則6⑮~⑱)。
    - ① 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設及び土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設について、その適用対象を中小事業者等に限定すること。
    - ② ごみ処理施設のうち石綿含有廃棄物無害化処理用設備を適用対象から除外すること。
    - ③ 一般廃棄物の最終処分場について、課税標準をその価格の3分の2(改正前2分の1)とすること。
  - ウ 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる車両を国鉄から承継した車両の更新に係るものとした上、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則15⑦、則附則6億)。
  - エ 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及 び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の8分の7(改正 前6分の5)とした上、その適用期限を平成29年度分まで延長すること(法附則

1 5 (19) 。

- オ 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の5分の4(改正前5分の3)とした上、その適用期限を平成29年度分まで延長すること(法附則15<sup>(2)</sup>)。
- カ 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、一定の補助金を対象から除外した上、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則15@、則附則6@)。
- キ 北海道旅客鉄道株式会社等が所有し、又は借り受けている一定の固定資産に係る固 定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象から九州旅客鉄道 株式会社に係る固定資産を除外すること(法附則15の2②、令附則1102③)。
- ク 北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した 一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、そ の対象から九州旅客鉄道株式会社に係る固定資産を除外すること(法附則15の3、 令附則11の3、則附則6の4)。
- ケ 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の 改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅 に床面積要件(改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上)を加えた上、その対 象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超(国又は地方公共団体からの補助 金等をもって充てる部分を除く。)(改正前50万円超(地方公共団体からの補助金 等をもって充てる部分を除く。))とした上、その対象資産の改修期限を平成30年 3月31日まで延長すること(法附則15の9④⑤、令附則12∞∞∞)。
- コ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅に床面積要件(改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上)を加えた上、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超(国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。)(改正前50万円超)とした上、その対象資産の改修期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則15の9⑨⑩、令附則12⑩、則附則7⑨)。
- サーキに伴い、次のとおり経過措置を講ずること(改正法附則1889、2745)。
- ① 九州旅客鉄道株式会社が所有し、又は借り受けている一定の固定資産について、 平成28年度における固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の2分の1 とすること。
- ② 九州旅客鉄道株式会社が所有し、又は借り受けている一定の固定資産について、 平成29年度及び平成30年度における固定資産税及び都市計画税の課税標準をそ の価格の5分の3とすること。
- シ クに伴い、九州旅客鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産について、平成28年度における固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の5分

- の3とする経過措置を講ずること(改正法附則18⑩、27⑥)。
- (15) 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止することとした。
  - ア 熱供給事業者が新設した熱供給事業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税 標準の特例措置の対象となる資産の細目規定(旧令52の10)。
  - イ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者が新たな営業路線の開業のために新設した線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置(旧法349の320、旧令52の10の8)
  - ウ 鉄道事業法に規定する鉄道事業者が、一定の政府の補助を受けて、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した車両等に代わるものと市町村長が認める車両等を取得し、又は東日本大震災により損壊した車両等を改良した場合における当該車両等に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置(旧法附則56の2③、旧令附則33の2①、平成28年旧則附則24の2①)
  - エ 解散前の日本国有鉄道清算事業団から無償で一定の鉄道施設の譲渡を受けた者又は解散前の日本鉄道建設公団から無償で一定の鉄道施設の譲渡を受けた者が、平成23年度分の固定資産税について第349条の3第19項の規定の適用を受けた家屋若しくは償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊したものに代わるものと市町村長が認める家屋若しくは償却資産を取得し、又は平成23年度分の固定資産税について同項の規定の適用を受けた償却資産で東日本大震災により損壊したものを改良した場合における当該家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置(旧法附則56の2④)
- (16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号又は法人番号の利用開始に伴い、固定資産課税台帳の閲覧制度について、納税義務者(代理人を含む。)以外の者の請求に係る閲覧対象事項から個人番号を除外する措置を講ずることとした(法382の2、則12の3の2)。
- (17) その他所要の規定の整備を行うこととした。

#### 3 軽自動車税

- (1) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽 自動車等を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に取得した場合 の当該取得された軽自動車等について、平成28年度分の軽自動車税を非課税とする 特例措置を講ずることとした(法附則57①)。
- (2) 環境性能割を次のとおり創設することとした。
  - ア 課税客体は、道路運送車両法に規定する軽自動車(軽自動車に付加して一体となっている物を含む。)のうち、3輪以上のものとすること(法442、令52の18)。
  - イ 納税義務者は、3輪以上の軽自動車の取得者とすること(法443、444、令5 2の19)。
  - ウ 次に掲げる3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を非課税とすること。
    - ① 国等が取得する3輪以上の軽自動車(法445)
    - ② 次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する3輪以上の軽自動車(法446、

則15の9)

- (化) 電気軽自動車
- (p) 天然ガス軽自動車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの
- (ハ) 次に掲げるガソリン軽自動車
  - (一) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
    - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - (iii) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の 110を乗じて得た数値以上であること。
  - (二) 車両総重量が2.5 t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の 120を乗じて得た数値以上であること。
- (二) (イ)から(ハ)までの3輪以上の軽自動車の範囲については、2年ごとに見直しを 行うものとすること。
- ③ 相続その他の形式的な所有権の移転により取得した3輪以上の軽自動車(法44 7、令52の20)
- エ 課税標準は3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額 とし、免税点は50万円とすること(法450、452、則15の10)。
- オ 環境性能割の税率を次のとおりとすること(法451、則15の11)。
  - ① 次に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(ウ②の適用を受けるものを除く。) 100分の1
    - (イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
      - (一) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
      - (二) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
      - (三) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
    - (ロ) 車両総重量が2.5 t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
      - (一) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
      - (二) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
      - (三) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の1 15を乗じて得た数値以上であること。
  - ② ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(乗用車又は車両総重量が2.5 t以下のトラックに限る。)であって、次のいずれに該当するもの(ウ②及びオ①の適

用を受けるものを除く。) 100分の2

- (4) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (p) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の 値の4分の1を超えないこと。
- (n) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の11 0を乗じて得た数値以上であること。
- ③ ウ②、オ①及びオ②の適用を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 100分の3
- ④ ①から③までの適用を受ける3輪以上の軽自動車の範囲については、2年ごとに 見直しを行うものとすること。
- カ 徴収は、申告納付の方法により行い、環境性能割の納税義務者は、次に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、それぞれに定める時又は日までに、申告書を市町村長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を当該市町村に納付すること(法453、454)。
  - ① 車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車 当該車両番号の指定の時
  - ② ①に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき3輪以上の軽自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)
  - ③ ①及び②に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 当該3輪以上の軽自動車の取得の日から15日を経過する日
- キ 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、次に定めるところによるものとすること。
  - ① ②及び③に定めるもののほか、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、 軽自動車税の環境性能割を課する3輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県 (以下「定置場所在道府県」という。)が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例に より、行う(法附則29の9①)。
  - ② 定置場所在道府県の徴税吏員は、当分の間、軽自動車税の環境性能割に係る地方 団体の徴収金に係る督促状を発した場合には、当該定置場所在道府県の条例で定め る自動車税の環境性能割に係る督促手数料に相当する金額を軽自動車税の環境性能 割に係る督促手数料として徴収することができる(法附則29の9②)。
  - ③ 軽自動車税の環境性能割を課する3輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の市町村(以下「定置場所在市町村」という。)が減免に関する条例を定めた場合には、軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、定置場所在道府県の知事が行う(法附則29の10)。
- ク 軽自動車税の環境性能割の申告等は、次に定めるところによるものとすること。
  - ① 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、自動車税の環境性能割の申告の例により、定置場所在道府県の知事にしなければならない(法附則29の11)。
  - ② 軽自動車税の環境性能割の納税義務者は、当分の間、自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の例により、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の 徴収金を定置場所在道府県に納付しなければならない(法附則29の12)。

- ③ 定置場所在道府県は、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付があった場合には、当該納付があった月の翌々月の末日までに、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額を定置場所在市町村に払い込むものとする(法附則29の12、令附則15の2の2)。
- ケ 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等は次に定めるとこ ろによるものとすること。
  - ① 定置場所在道府県の知事は、定置場所在市町村の長に対し、軽自動車税の環境性能割の申告の件数、軽自動車税の環境性能割額その他必要な事項を報告するものとする(法附則29の15、令附則15の2の3)。
  - ② 定置場所在市町村の長が、定置場所在道府県の知事に対し、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、当該定置場所在道府県の知事は、関係書類を当該定置場所在市町村の長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする(法附則29の15)。
- コ 定置場所在市町村は、定置場所在道府県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を定置場所在道府県に 交付しなければならないものとすること(法附則29の16、令附則15の2の4)。
- サ 営業用の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、次のとおりとすること(法附則29の18)。
  - ① オ①に掲げる3輪以上の軽自動車 100分の0.5
  - ② オ②に掲げる3輪以上の軽自動車 100分の1
  - ③ オ③に掲げる3輪以上の軽自動車 100分の2
- シ 自家用の3輪以上の軽自動車でオ③に掲げるものに対して課する環境性能割の税率 を、当分の間、100分の2とすること(法附則29の18)。
- ス 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める3輪以上の軽自動車を取得した場合の当該取得された3輪以上の軽自動車について、 当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、 環境性能割を非課税とする特例措置を講ずること(法附則56の3、令附則34、則 附則24の3)。
- セ 改正前の軽自動車税を種別割とするほか、所要の規定の整備を行うこと。
- (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対する平成29年度分の種別割について、次のとおり特例措置を講ずることとした。
  - ア 電気軽自動車及び平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス軽自動車について、税率の概ね100分の75を軽減すること(法附則30③、則附則8の3の4①)。
  - イ 次に掲げるガソリン軽自動車について、税率の概ね100分の50を軽減すること (法附則30④、則附則8の3の4②③)。
    - ① 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準 に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率

が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上 のもの

- ② 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上のもの
- ウ 次に掲げるガソリン軽自動車(イの適用を受けるものを除く。)について、税率の 概ね100分の25を軽減すること(法附則30⑤、則附則8の3の4④⑤)。
  - ① 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上のもの
  - ② 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上のもの
- (4) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽 自動車等を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、それ ぞれ次に定める年度分の種別割を非課税とする特例措置を講ずることとした(法附則5 7、令附則35、則附則25)。
  - ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成29年度分
  - イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分及び平 成30年度分
  - ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分及び平 成31年度分

#### 4 事業所税

- (1) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長することとした(法附則33⑤)。
- (2) 熱供給事業法に規定する熱供給事業の用に供する施設に対する非課税措置について、 その対象となる施設の細目規定を廃止することとした(旧令56の31)。

#### 5 国民健康保険税

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を54万円(改正前52万円)に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円(改正前17万円)に引き上げることとした(令560088の2①②)。
- (2) 国民健康保険税の減額の基準について、5割(4割・3割)減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を26万5千円(改正前26万円)に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を48万円(改正前47万円)に引き上げることとした(令56089①②Ⅱ)。

#### 第3 その他

- 1 法人の合併又は分割を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人等の地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負うこととした(法10の3)。
- 2 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務に係る要件について、所要の見直しを行うこととした(法11の7)。
- 3 一定の不申告加算金又は重加算金を課される場合において、その申告等の前日から起算して5年前の日までの間に、その申告等に係る税目について、一定の不申告加算金又は又は重加算金を課されたことがあるときは、不申告加算金又は重加算金の割合に、それぞれ100分の10を加算することとした(法71の14、71の15、71の35、71の36、71の36、71の56、72の46、72の47、74の23、74の24、90、91、132、133、144の47、144の48、278、279、328の11、328の12、483、484、536、537、609、610、688、689、701の12、701の13、701の61、701の62、721、722、733の18、733の19)。
- 4 相続人の代表者の指定をした場合の届出書について、相続人及び相続人の代表者の個人 番号の記載を要しないこととした(令2)。
- Ⅲ 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律 に関する事項

農地法の改正に伴い、所要の措置を講ずることとした(昭和61年改正法附則7③④)。

- IV 地方税法の一部を改正する法律に関する事項 農地法の改正に伴い、所要の措置を講ずることとした(平成7年改正法附則4④)。
- V 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律に関する事項

消費税の軽減税率制度の導入に伴い、課税仕入れ等を適用税率別に区別することが困難な小売業等を営む事業者に対する経過措置が適用される場合には、消費税の申告額又は還付額に78分の22を乗じた額を譲渡割額又は還付額とする措置を講ずることとした(税制抜本改革法附則10④、11⑥⑦)。

- VI 地方税法等の一部を改正する法律に関する事項
  - 1 平成28年4月1日に施行することとされている資本金1億円超の普通法人の事業税及 び地方法人特別税の標準税率に係る規定を削除することとした(平成27年改正法2、7、 附則9、26)。
  - 2 平成29年4月1日に施行することとされている欠損金の繰越控除制度について、平成30年4月1日に施行することとすることとした(平成27年改正法附則1、7、9、16、平成27年改正令附則1)。

# VII 地方財政法に関する事項

- 1 法人事業税交付金の減収により、地方財政法第5条ただし書の規定により地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合について、その不足額に充てるための地方債の特例措置を講ずることとした(法33の5の3)。
- 2 平成29年度及び平成30年度に限り、廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法 による減収額がある場合について、当該減収額を埋めるための地方債の特例措置を講ずる こととした(法33の5の6)。
- 3 地方税法の改正に伴い、都道府県にあっては道府県民税の法人税割の減収額及び法人事業税交付金の交付額の合算額が地方消費税の増収額を超える場合について、市町村にあっては市町村民税の法人税割の減収額が法人事業税交付金の収入額及び市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金の増収額の合算額を超える場合について、これらの減収により財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるための地方債の特例措置を講ずることとした(法33の5の9)。

# WII 地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項

- 1 法人の事業税及び地方法人特別税の税率について、以下の措置を講ずることした(暫定措置法2、9、13)。
- (1) 平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る資本金1億円超の普通法人の所得 割について、標準税率を次のとおりとすること。

所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.3	
	(改正前 100分の1	
	. 6)	
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.5	
	(改正前 100分の2	
	. 3)	
所得のうち年800万円を超える金額	100分の0.7	
	(改正前 100分の3	
	. 1)	

- (2) (1)に伴い、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税について、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人の基準法人所得割額に対する税率を100分の414.2 (改正前 100分の93.5)とすること。
- 2 Ⅱの第一の 2 (10) に伴い、以下の措置を講ずることとした(暫定措置法 2 、 3 )。
- (1) Ⅱの第一の2(10)の控除の上限を当期の事業税額の100分の20とすること。
- (2) 基準法人所得割額の計算において、Ⅱの第一の2(10)の税額控除の適用を受けないものとすること。

#### IX 地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に関する事項

1 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)は、廃止することと

した(改正法9)。

2 1に伴い、法人の事業税に係る中間申告の取扱いについて所要の措置を講ずることとした(改正法附則6)。

## X 地方税法施行令の一部を改正する政令の改正に関する事項

地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置等を定めた地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第316号)について、以下のとおり規定の整備を図ることとした。

- (1) 平成29年度内の期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払いについて、貨物割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に当該道府県に払い込むべき 貨物割として納付された額の総額の19分の10に相当する額とすること。
- (2) 平成29年度内の期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払いについて、譲渡割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の19分の10に相当する額とすること。

## XI 地方税法施行令等の一部を改正する政令の改正に関する事項

租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税又は個人の市町村民税の徴収の猶予を受けるための申請書について、猶予を受けようとする者の個人番号の記載を要しないこととした(平成27年改正令1)。

XII 地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の改正に関する事項

地方揮発油譲与税法施行規則(昭和31年総理府令第7号)及び自動車重量譲与税法施行規則(昭和46年自治省令第13号)の一部改正を行い、平成28年度から平成32年度までの間、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域を含む市町村(注)及び平成27年9月まで避難指示区域に設定されていた福島県双葉郡楢葉町の譲与基準において道路の延長及び面積の補正に用いる人口については、平成27年国勢調査に係る人口に代えて、平成22年国勢調査に係る人口に住民基本台帳の人口変動率(平成27年9月30日現在の住民基本台帳人口で除して得た率)を乗じて得た人口とすることとした(地揮譲則附則第5項及び自重譲則附則第5項)。

(注) 福島県南相馬市、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに 相馬郡飯舘村

# Ⅲ 特記事項

1 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって 行うことができるが、各地方団体にあっては、当該措置が特別な事由がある場合に限った 税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配意すること。

公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。

2 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点に留意の上、適切に対処され たいこと。

- (1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。
  - ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次 に掲げるような、返礼品(特産品)の送付が対価の提供との誤解を招きかねないよう な表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。
    - ・ 「返礼品(特産品)の価格」や「返礼品(特産品)の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示(各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。)
  - イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会 の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例 控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨 に反するような返礼品(特産品)を送付する行為を行わないようにすること。
    - ① 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)
    - ② 資産性の高いもの(電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等)
    - ③ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品(特産品)
- (2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その 適用が、地方団体に対する寄附金額の全額(2,000円を除く。)について行われるのは、 当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品(特産品)の送付があ る場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事 実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品 (特産品)を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであ ること。
- (3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品(特産品)の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品(特産品)送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。
- (4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努めること。
- (5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の使途(寄附金の使用目的)について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。
- (6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、 返礼品(特産品)送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏え い防止対策を徹底すること。
- 3 本年度改正において、Ⅱの第2の2(12)並びに(13)才及びクの特例措置について「地域 決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」(以下「わがまち特例」という。)を

導入することとなったので、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。

- (1) わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあっては、当該対象に係る固定資産税及び都市計画税を賦課徴収するために、特例割合を定める条例を制定することが必要であること。
- (2) 特例割合を定める条例については、地域の実情に応じた政策を展開するというわがまち特例導入の趣旨に沿って、十分な検討・議論のための期間、納税義務者等への周知期間等を総合的に勘案した上で、可能な限り速やかに制定することが望ましいこと。
- 4 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、いやしくも課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、公平かつ適正な税務執行に努められたいこと。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」:地方税法(昭和25年法律第226号)

「令」:地方税法施行令(昭和25年政令第245号)

「則」:地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)

「暫定措置法」:地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)

「税制抜本改革法」:社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)

「地揮讓則」:地方揮発油讓与税法施行規則(昭和31年総理府令第7号)

「自重讓則」:自動車重量讓与稅法施行規則(昭和46年自治省令第13号)

「旧法」: 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)による改正前の 地方税法

「旧令」:地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)による 改正前の地方税法施行令

「平成28年旧則」:地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則

「平成29年旧則」:地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成28年総務省令第3 9号)による改正前の地方税法施行規則

「改正法」:地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)

「改正令」:地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)

「平成28年改正則」:地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第3 8号)

「平成29年改正則」:地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成28年総務省令第 39号)

「昭和61年改正法」:地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和61年法律第14号)

「平成7年改正法」:地方税法の一部を改正する法律(平成7年法律第40号)

「平成27年改正法」:地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)

「平成27年改正令」:地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161

号)